

公益財団法人沖縄県畜産振興公社業務方法書（沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業）の一部改正新旧対照表

変 更 条 文	現 行 条 文
<p style="text-align: center;">公益財団法人沖縄県畜産振興公社業務方法書 (沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業)</p> <p>第1条～第16条 「略」</p> <p>(生産者補てん金の交付)</p> <p>第17条 前条の規定により契約生産者に対して交付する生産者補てん金の額は、標準取引価格が保証基準価格を下回った標準取引価格の算定期間（以下「交付対象期間」という。）において、保証基準価格と標準取引価格との差の10分の9に相当する額に契約生産者が販売、保留確認した対象子牛の頭数を乗じて得た金額を交付するものとする。</p> <p>2 公社は、前項の生産者補てん金については、契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、公社が、特に必要と認めるときは、公社の指定する場所において交付することができる。</p> <p><u>3 生産者補てん金については、生産者補てん積立金より交付するものとする。ただし、生産者補てん積立金が不足すると見込まれるときは、県の承認をもって県積立金から交付することができる。</u></p> <p>第18条～第20条 「略」</p> <p>第21条 公社は、次の各号に係わる業務について、<u>公社は第2条の基本方針に基づき、肉用子牛生産者補給金制度の事務委託先</u>に事務を委託することができる。</p> <p>第22条～第25条 「略」</p> <p>附則～附則（令和8年3月18日） 「略」</p> <p><u>附 則（令和8年 月 日）</u></p> <p><u>この業務方法書は、理事会の議決あった日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公益財団法人沖縄県畜産振興公社業務方法書 (沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業)</p> <p>第1条～第16条 「略」</p> <p>(生産者補てん金の交付)</p> <p>第17条 前条の規定により契約生産者に対して交付する生産者補てん金の額は、標準取引価格が保証基準価格を下回った標準取引価格の算定期間（以下「交付対象期間」という。）において、保証基準価格と標準取引価格との差の10分の9に相当する額に契約生産者が販売、保留確認した対象子牛の頭数を乗じて得た金額を交付するものとする。</p> <p>2 公社は、前項の生産者補てん金については、契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、公社が、特に必要と認めるときは、公社の指定する場所において交付することができる。</p> <p><u>3 【新設】</u></p> <p>第18条～第20条 「略」</p> <p>第21条 公社は、次の各号に係わる業務について、<u>公社が指定するもの</u>に事務を委託することができる。</p> <p>第22条～第25条 「略」</p> <p>附則～附則（令和8年3月18日） 「略」</p> <p><u>附 則（令和8年 月 日）</u></p> <p><u>【新設】</u></p>

沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業生産者補てん金交付契約約款の一部改正新旧対照表

変 更 条 文	現 行 条 文
<p>沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業生産者補てん金交付契約約款)</p> <p>第1条～第16条 「略」</p> <p>(生産者補てん金の交付)</p> <p>第8条 補てん金の額は四半期ごとに県内指定家畜市場で販売された雌規格子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。）の加重平均価格を基に算定した標準取引価格が、県が定める保証基準価格を下回った場合にその差額の90%の額に契約生産者が販売、保留した対象子牛の頭数を乗じて得た額を生産者補てん金として交付するものとする。</p> <p><u>2 生産者補てん金については、生産者補てん積立金より交付するものとする。ただし、生産者補てん積立金が不足すると見込まれるときは、県の承認をもって県積立金から交付することができる。</u></p> <p>(事務の委託等)</p> <p>第10条 契約生産者は、この契約に係る次の各号に掲げる事務については、<u>公社は業務方法書第2条の基本方針に基づき、肉用子牛生産者補給金制度の事務委託先</u>に委託して、手続きを行うものとする。</p> <p>第11条～第15条 「略」</p> <p>附則（令和8年3月18日制定） 「略」</p> <p><u>附則（令和8年 月 日）</u> <u>本約款は、令和8年 月 日に一部改訂実施する。</u></p>	<p>沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業生産者補てん金交付契約約款)</p> <p>第1条～第16条 「略」</p> <p>(生産者補てん金の交付<u>額</u>)</p> <p>第8条 補てん金の額は四半期ごとに県内指定家畜市場で販売された雌規格子牛（農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。）の加重平均価格を基に算定した標準取引価格が、県が定める保証基準価格を下回った場合にその差額の90%の額に契約生産者が販売、保留した対象子牛の頭数を乗じて得た額を生産者補てん金として交付するものとする。</p> <p><u>2 【新設】</u></p> <p>(事務の委託等)</p> <p>第10条 契約生産者は、この契約に係る次の各号に掲げる事務については、<u>公社が指定した者</u>に委託して、手続きを行うものとする。</p> <p>第11条～第15条 「略」</p> <p>附則（令和8年3月18日制定） 「略」</p> <p><u>附則（令和8年 月 日）</u> <u>【新設】</u></p>